

株主各位

山形県南陽市小岩沢 225 番地
株式会社かわでん
代表取締役社長 西谷 賢

「第 96 回定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

平成 29 年 6 月 7 日に株主の皆様にご送付致しました当社「第 96 回定時株主総会招集ご通知」につきまして、記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

【修正箇所】（修正箇所は で表示しております。）

26 ページ「第 2 号議案 定款一部変更の件」

【修正前】

現 行 定 款	変 更 案
(省略) (監査役の任期) <u>第 42 条</u> (省略) ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(省略) (監査役の任期) <u>第 42 条</u> (現行通り) ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を越えることができないものとする。</u>

【修正後】

現 行 定 款	変 更 案
(省略) (監査役の任期) <u>第 35 条</u> (省略) ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(省略) (監査役の任期) <u>第 35 条</u> (現行通り) ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を越えることができないものとする。</u>

以上